高知県過疎地域持続的発展方針

（令和８年度～令和12年度）

令　和　８　年　４　月

高　　　　　　知　　　　　　県

目　　次

は　じ　め　に

Ⅰ　基本的な事項
1　過疎地域の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2　過疎地域の持続的発展の基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
3　広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連・・・・・・・・・・・・・・9

Ⅱ　実施すべき施策
1　移住・定住、地域間交流の促進、人材育成
〇移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の方針・・・・・・・・・・・・・・11
〇具体的な取り組み
（1）移住・定住の促進
（2）地域間交流の促進
（3）産業、地域の担い手となる人材の育成・確保

2　産業の振興
〇産業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
＜農業の振興＞
◆農業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
◆具体的な取り組み
（1）生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化
（2）中山間地域の農業を支える仕組みの再構築
（3）流通・販売の支援強化
（4）多様な担い手の育成・確保
（5）農業全体をけん引する基盤整備の推進と優良農地の確保

＜林業の振興＞
◆林業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
◆具体的な取り組み
（1）森林資源の再生産の促進
（2）木材産業のイノベーション
（3）木材利用の拡大
（4）多様な担い手の育成・確保
（5）特用林産の振興

＜水産業の振興＞
◆水産業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
◆具体的な取り組み
（1）漁業生産の構造改革

（２）市場対応力のある産地加工体制の強化
（３）流通・販売の強化
（４）担い手の確保・育成

＜商工業の振興＞
◆商工業振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
◆具体的な取り組み
（１）中小企業・小規模企業の振興
（２）ものづくり企業の経営基盤の強化と企業誘致の推進
（３）外商の加速化と海外展開の促進
（４）商業サービスの活性化
（５）デジタル技術の活用等による生産性の向上と事業構造の変革の促進
（６）事業承継・人材確保の推進
（７）危機管理対策の推進

＜観光の振興＞
◆観光振興の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
◆具体的な取り組み
（１）長期滞在につながる観光地域づくりの推進
（２）戦略的セールス＆プロモーション
（３）おもてなしの推進
（４）国際観光の推進
（５）観光人材の確保・担い手不足の対応

＜分野を超えて連携した取り組み＞
◆地産地消・地産外商戦略の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
◆具体的な取り組み
（１）外商につながる地産の強化
（２）国内外商の拡大
（３）輸出の拡大
（４）食品産業を支える産業人材の育成
（５）事業拡大に向けた企業の成長を後押し
◆起業や新事業展開の促進の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
◆具体的な取り組み
（１）起業・新事業展開に向けた総合的なサポート

３　地域における情報化

〇地域における情報化の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
〇具体的な取り組み
（１）デジタルインフラの整備
（２）デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化

４　交通施設の整備、交通手段の確保
〇交通施設の整備、交通手段の確保の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
〇具体的な取り組み
（１）国道、県道及び市町村道の整備等
（２）農道、林道の整備
（３）公共交通の維持・確保

５　生活環境の整備
〇生活環境整備の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
〇具体的な取り組み
（１）簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備
（２）消防防災の整備
（３）森林などの公益的機能を維持するための保全活動
（４）安全・安心な居住環境の確保
（５）将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
〇子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針 ・・・・31
〇具体的な取り組み
（１）健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進
（２）地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化
（３）こどもまんなか社会の実現
（４）「高知型地域共生社会」の推進

７　医療の確保
〇医療確保の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
〇具体的な取り組み
（１）地域医療構想の推進
（２）救急医療の確保・充実
（３）へき地医療の確保

８　教育の振興
〇教育振興の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
〇具体的な取り組み
（１）急速に変化する今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進
（２）多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進
（３）生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進
（４）各種施策を総合的・計画的に推進するための環境・体制等の整備

９　集落の整備

○集落整備の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
○具体的な取り組み
（１）住民主体による地域の拠点づくりの推進
（２）小規模集落の活性化につなげる仕組みづくり
（３）生活を守るための仕組みづくりの推進
（４）地域づくりの担い手となる人材の育成・確保
（５）鳥獣被害対策の推進

10　地域文化の振興等

○地域文化振興等の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
○具体的な取り組み
（１）地域文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信
（２）地域文化の振興等に係る施設の整備等
（３）文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

11　再生可能エネルギーの利用の推進

○再生可能エネルギーの利用の推進の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・41
○具体的な取り組み
（１）CO_2の削減に向けた取組の推進
（２）グリーン化関連産業の育成
（３）オール高知での取組の推進

【別紙】高知県過疎地域持続的発展計画

はじめに

1　策定の趣旨

国では、昭和 45 年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、これまで４次にわたり、過疎対策への特別措置が講じられてきました。過疎地域の可能性を高める昨今の社会経済情勢の変化を捉えて、「過疎地域の持続的な発展」という新たな理念のもと、令和３年４月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「過疎対策法」という。）」が施行されました。

本県では、こうした国の考えを踏まえて、産業の振興をはじめ、交通、生活、福祉等の環境整備や地域医療の確保など、過疎地域の条件不利の克服に向けた取り組みを引き続き推進します。さらに、過疎地域への移住促進や関係人口の拡大、情報通信技術を利用した生活環境の向上や産業の創出、ＳＤＧs（持続可能な開発目標）の理念を生かした取り組みの推進など、過疎地域を取り巻く新たな動きにも迅速に対応することにより、将来にわたり持続できる地域社会の形成や、それぞれの過疎地域が持つ個性や強み、地域資源を生かした地域活力の向上の実現を目指します。

過疎対策法では、都道府県が過疎対策へ関与することを責務とし、広域にわたる施策の展開のほか、市町村相互の連絡調整や過疎地域への人的及び技術的な援助に努めることが位置づけられています。

県としても、過疎市町村が非過疎地域になることを目指して、それぞれの過疎市町村の計画に基づく取り組みが実効かつ効果的に推進できるよう、支援体制の強化や支援策の充実、拡大に努めるとともに、過疎計画の目標や進捗、達成状況などに留意するなど、これまで以上に過疎市町村を後押ししていきます。

過疎地域が県土の約 85％を占める本県にとって、過疎地域の振興なくして、真の発展はありません。今後、県としても、過疎地域の持続的な発展の実現に向けて、住民の皆さまが地域の将来に「希望」を抱きながら、「誇り」と「愛着」を持って暮らし続けることができるように、国、県、市町村が一体となって、実効ある施策を総合的、計画的に進めていきます。

この「高知県過疎地域持続的発展方針」（以下「持続的発展方針」という）は、「高知県過疎地域持続的発展計画」や「過疎地域持続的発展市町村計画」の策定のための指針として位置づけます。

なお、「高知県過疎地域持続的発展計画」については、本方針の別紙として位置づけており、両者を一体的に策定することで、より効果的な過疎対策の推進を図ります。

2　方針期間

令和８年４月１日～令和 13 年３月 31 日（５年間）

3　対象地域

「持続的発展方針」の対象地域は、過疎対策法による対象地域（29 市町村：９市、16 町、４村。うち、過疎地域とみなされる区域を有する市：３市）とします。

高知県過疎地域持続的発展方針

Ⅰ　基本的な事項

1　過疎地域の現状と課題

（１）過疎地域の現状

ア　概況

（ア）令和３年に施行された過疎対策法では、「過疎地域自立促進特別措置法」から、地域要件が変更となりましたが、法施行当初は、高知県内の過疎市町村（過疎対策法第２条第１項）及び過疎地域とみなされる区域を有する市町村（同法第３条第１項）の増減、変更等はありませんでした。その後、令和２年度の国勢調査の結果を基に過疎地域の追加公示がなされ、１市が新たに全域過疎地域となりました。また、１町が一部過疎地域から全域過疎地域となり、１市が一部過疎地域の継続ではありますが、旧市町村単位の地域が新たに追加されました。

（イ）過疎対策法に基づく過疎地域は、下記の地図に記載のとおり、県内 34 市町村のうち、南国市、土佐市、芸西村、佐川町、日高村を除く 29 市町村（９市、16 町、４村。）うち過疎地域とみなされる区域を有する市は、３市（高知市、香南市、四万十市）となっており、一部過疎の地域としては、高知市は旧鏡村、旧土佐山村、香南市は旧夜須町、旧赤岡町、旧吉川村、四万十市は旧西土佐村で、６つの地域になっています。

（ウ）令和２年 10 月１日現在の過疎地域の全県に占める割合は、面積で 85.1%、人口で 31.6%となっています。

高知県過疎地域市町村図

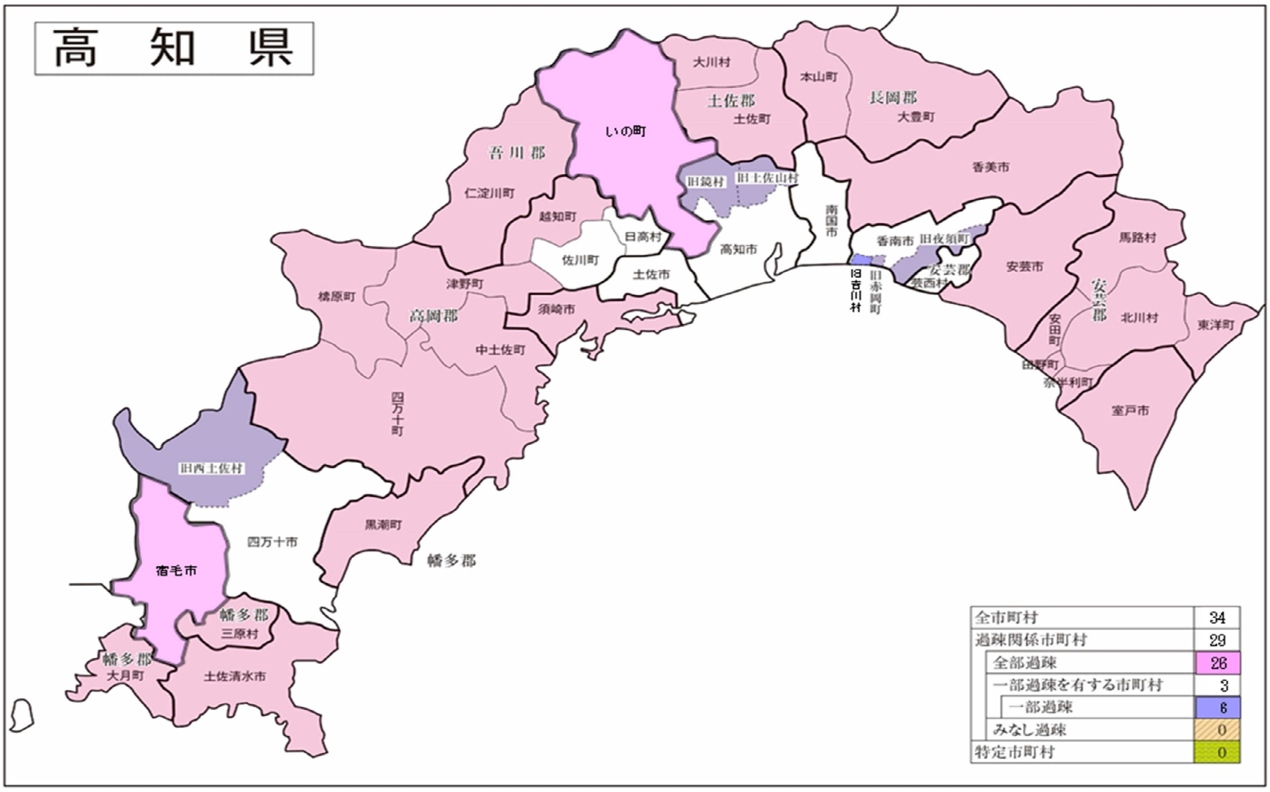

過疎地域の市町村名	面積（km 2）	人　口（人）	過疎地域の市町村名	面積（km 2）	人　口（人）
高知市(旧鏡村、旧土佐山村の区域)	119.28	1,954	大豊町	315.06	3,252
室戸市	248.22	11,742	土佐町	212.13	3,753
安芸市	317.21	16,243	大川村	95.27	366
須崎市	135.34	20,590	いの町	470.97	21,374
宿毛市	286.20	19,033	仁淀川町	333.00	4,827
土佐清水市	266.34	12,388	中土佐町	193.21	6,002
四万十市(旧西土佐村の区域)	248.00	2,461	越知町	111.95	5,187
香南市(旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域)	44.93	7,291	檮原町	236.45	3,307
			津野町	197.85	5,291
香美市	537.86	26,513	四万十町	642.28	15,607
東洋町	74.02	2,194	大月町	102.94	4,434
奈半利町	28.37	3,034	三原村	85.37	1,437
田野町	6.53	2,498	黒潮町	188.46	10,262
安田町	52.36	2,370	過疎　　計	6,046.03	218,562
北川村	196.73	1,146	非過疎 計	1,057.60	472,965
馬路村	165.48	745	県　　計	7,103.63	691,527
本山町	134.22	3,261			

（総務省統計局「令和２年国勢調査」）

イ　人口の動向

（ア）過疎地域の人口は、昭和 35 年の 424,613 人をピークに平成 27 年まで減少が続いていましたが、令和２年は、新たに過疎地域が追加されたことにより、増加となり、218,562 人となりました。

（イ）県内においては高知市への一極集中の状態が続いており、また、過疎地域の市町村においても、役場など町の機能が集積している地域への集中が見られ、周辺の地域ほど人口の減少や高齢化が著しくなっています。

（ウ）令和２年の過疎地域の高齢者比率は、43.7%となっており、一方、若年者比率は、8.9%という状況になっています。

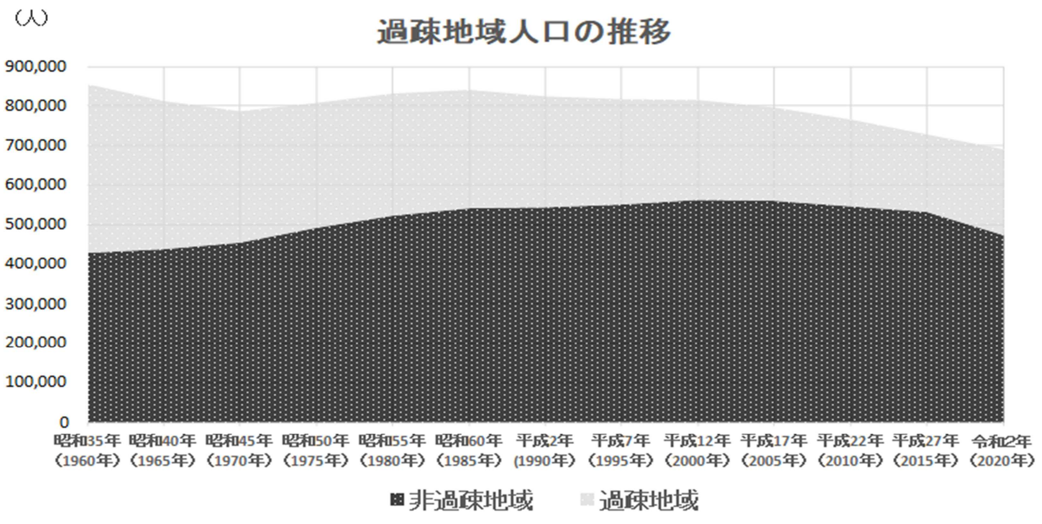

（単位：人）

	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	429, 982	438, 696	454, 897	493, 241	522, 231	541, 102	543, 964	551, 126	561, 966	559, 818	546, 632	531, 192	472, 965
過疎地域	424, 613	372, 979	331, 985	315, 156	309, 044	298, 682	281, 070	265, 578	251, 983	236, 474	217, 824	197, 084	218, 562
全　　県	854, 595	811, 675	786, 882	808, 397	831, 275	839, 784	825, 034	816, 704	813, 949	796, 292	764, 456	728, 276	691, 527

（国勢調査）

県内過疎地域の市町村人口減少率　（単位：%）

区分	高　い		低　い	
	R2／S40	R2／S55	R2／S40	R2／S55
1	大川村　88.6	大豊町　65.4	いの町　28.3	香美市　21.7
2	大豊町　79.4	大川村　59.6	宿毛市　29.5	いの町　26.4
3	馬路村　73.1	仁淀川町　58.6	香美市　32.4	宿毛市　27.0
4	仁淀川町　71.8	馬路村　57.2	須崎市　35.7	三原村　34.5
5	北川村　66.9	東洋町　55.6	安芸市　39.0	安芸市　35.1

（国勢調査）

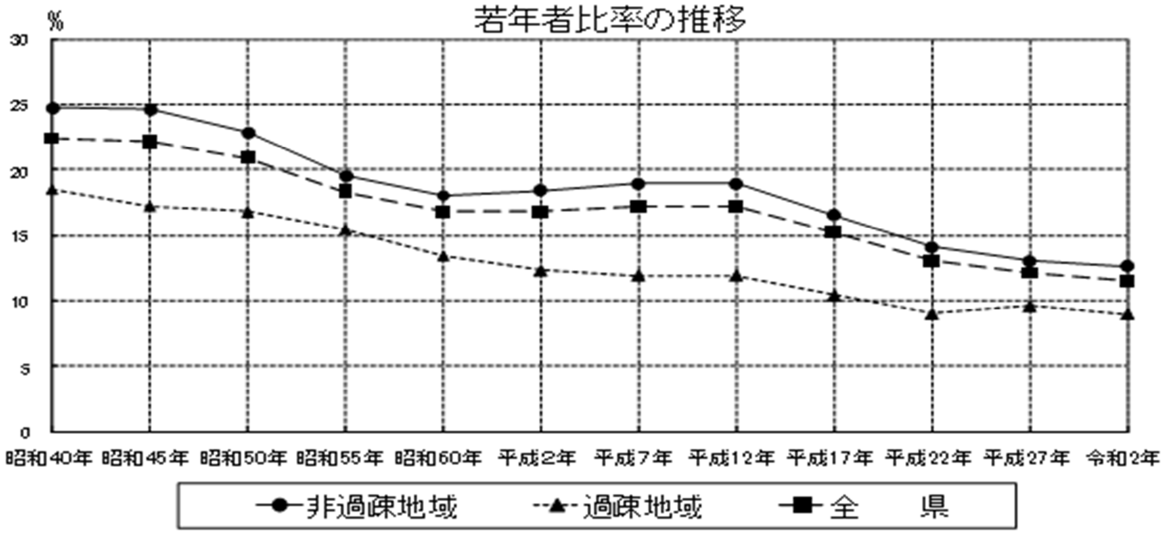

（単位：%）

	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	24. 7	24. 6	22. 8	19. 5	18. 0	18. 4	18. 9	18. 9	16. 5	14. 1	13. 0	12. 6
過疎地域	18. 5	17. 2	16. 8	15. 4	13. 4	12. 3	11. 9	11. 9	10. 4	9. 0	9. 6	8. 9
全　　県	22. 4	22. 1	20. 9	18. 3	16. 8	16. 8	17. 2	17. 2	15. 2	13. 0	12. 1	11. 5

（国勢調査）

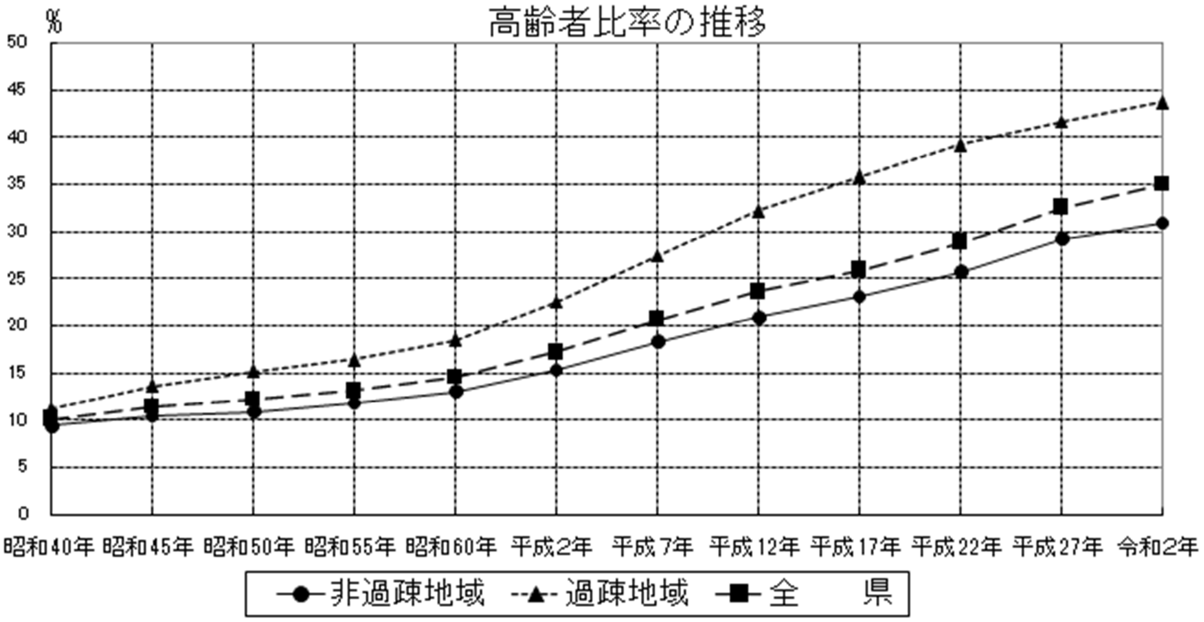

（単位：%）

	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	9.4	10.4	10.9	11.8	13	15.3	18.3	20.9	23.1	25.7	29.2	30.9
過疎地域	11.2	13.6	15.2	16.4	18.5	22.5	27.4	32.2	35.8	39.2	41.6	43.7
全　県	10.1	11.4	12.2	13.1	14.5	17.2	20.6	23.6	25.9	28.8	32.5	35.0

（国勢調査）

過疎地域の高齢者比率上位%

1	大豊町	58.64
2	仁淀川町	55.62
3	室戸市	51.44
4	東洋町	50.87
5	土佐清水市	50.52

過疎地域の若年者比率下位%

1	大豊町	4.43
2	室戸市	5.41
3	仁淀川町	5.59
4	土佐清水市	6.11
5	中土佐町	6.73

※令和２年 10 月１日現在の人口を基に令和４年４月１日時点の過疎地域エリア区分で算出　（国勢調査）

ウ　財政状況

過疎地域の財政力指数の平均は、非過疎地域に比べて低い水準にあります。

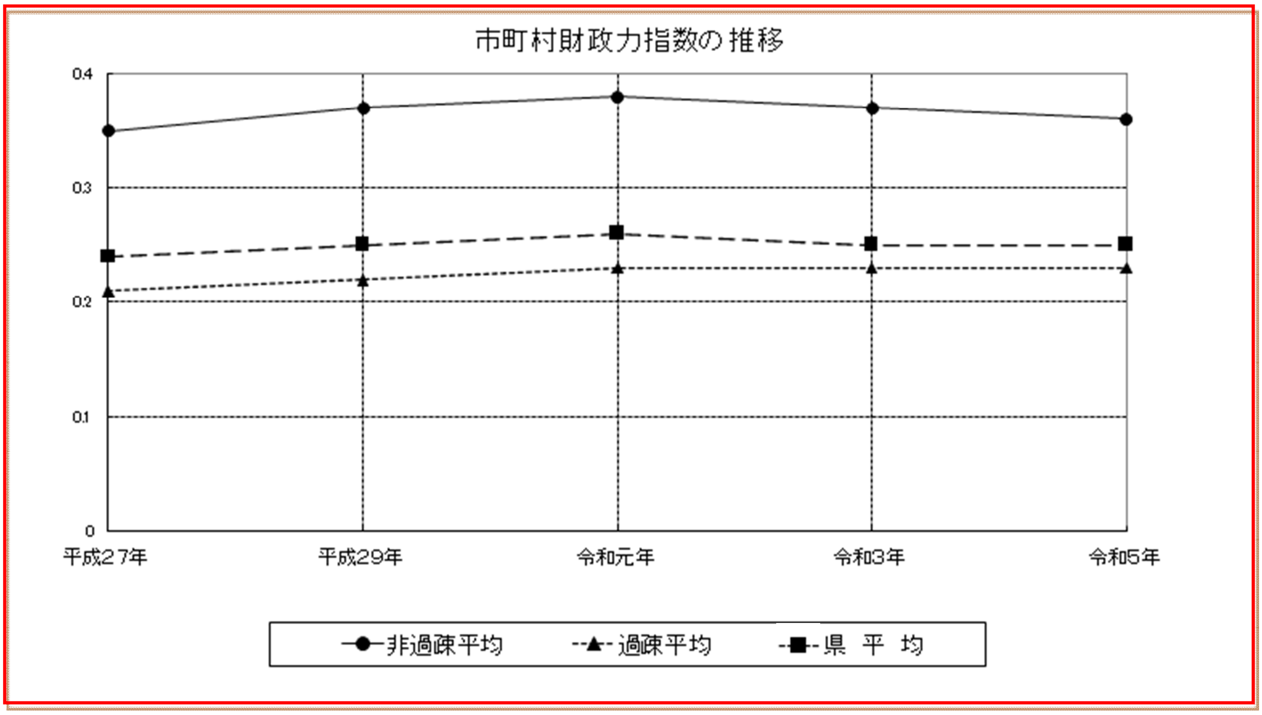

	平成 27 年	平成 29 年	令和元年	令和 3 年	令和 5 年
非過疎平均	0.35	0.37	0.38	0.37	0.36
過疎平均	0.21	0.22	0.23	0.23	0.23
県　平　均	0.24	0.25	0.26	0.25	0.25

エ　公共施設の状況

〔道路整備〕

（ア）過疎地域の国道、県道の改良状況は、非過疎地域と比べ、改良率で国道については 3.5 ポイント、県道については 15.1 ポイントの格差があります。

（イ）過疎地域の市町村道の整備は、改良状況、舗装状況とも改善されつつありますが、非過疎地域との格差は依然としてあります。

〔上下水道〕

（ア）過疎地域の上水道の普及率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差があります。

（イ）過疎地域の下水道整備進捗率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差があります。

国道、県道、市町村道の整備状況

		実 延 長 km	現 況	
			改良済 km	改良率 %
国 道	非過疎地域	95.6	84.4	88.3
	過疎地域	553.3	469.1	84.8
県 道	非過疎地域	638.7	432.3	67.7
	過疎地域	1481.7	779.9	52.6
市町村道	非過疎地域	4074.6	2296.0	56.3
	過疎地域	7021.3	2924.9	41.7

（高知県の道路状況：令和６年４月１日現在）

市町村道整備の推移 （単位：%）

	平成 27 年		平成 30 年		令和３年		令和６年	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
非過疎平均	52.7	90.5	53.4	90.8	55.1	91.3	56.3	91.0
過疎平均	38.5	78.2	39.5	79.1	40.4	79.7	41.7	81.3
県平均	44.6	83.5	45.4	84.1	46.6	84.6	47.1	84.8

（高知県の道路状況：令和６年４月１日現在）

水道普及状況

		平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
施設数	非過疎地域	１３４	１２９	９４	７８	８０
	過疎地域	３８８	３９７	３７１	３８３	２９２
	全 県	５２２	５２６	４６５	４６１	３７２
給水人口（千人）	非過疎地域	５６６	５７４	５４６	５１０	４９２
	過疎地域	１７４	１６９	１７７	１９２	１７３
	全 県	７４０	７４３	７２３	７０２	６６５
普及率（%）	非過疎地域	９２．２	９２．６	９３．９	９４．７	９５．３
	過疎地域	８９．２	９０．４	９０．６	９１．０	９４．２
	全 県	９１．１	９２．１	９３．１	９３．７	９５．０

（高知県の水道）

（２）過疎対策事業の成果と課題

ア 過疎対策事業の成果

本県では、昭和 45 年、昭和 55 年、平成２年、平成 12 年の４次にわたる過疎立法に基づき、総合的かつ計画的な過疎対策事業が実施された結果、産業振興をはじめ、交通、生活環境や情報通信環境の整備、地域医療の確保、教育の機会の提供など幅広い分野で過疎地域の振興に大きく貢献してきました。

また、過疎対策事業債のソフト事業への適用拡大により、地域の将来を担う人材の育成、確保のほか、地域医療の仕組みづくりや、住民に身近な生活交通の維持、地域主体による集落の維持、活性化など、住民の安全、安心な暮らしを実現するための取り組みの進展にも寄与し、過疎地域の課題解決や活性化につなげることができました。

イ　過疎地域の課題

長年にわたる総合的な過疎対策によって、産業振興やインフラ施設の整備など、一定の成果が見られるものの、依然として過疎地域における人口減少率や高齢化率、若年者比率といった指標は、全国平均に比べ低位にあり、大変、厳しい状況が続いています。

特に、過疎地域の人口減少は、我が国の総人口が平成20年をピークに人口減少の局面を迎えていることや、首都圏への一極集中傾向にあることとも相まって、予想を上回るスピードで進行しています。今後、人口減少傾向がさらに加速化することも予想されることから、いかにして過疎地域に新たな人の流れを呼び込むとともに、持続可能な地域社会を形成し、住民の安全、安心を確保していくかが大きな課題となっています。

また、こうした著しい人口減少や高齢化の進行に伴い、産業の後継者不足や地域経済の縮小、医療供給体制の縮小、学校の小規模化や統合、農地、森林、住まい等の荒廃、集落機能の低下などの課題も顕在化しています。

さらに、製造品出荷額などの経済指標をはじめ、道路や情報通信等の生活インフラの整備水準などについても、依然として全国との大きな格差が存在するほか、飲料水や生活用品の確保のほか、地域の公共交通の維持、地域づくりの人材確保、集落の維持、活性化など、引き続き取り組むべき課題も山積しています。

過疎地域を取り巻く厳しい見通しの一方で、若い世代を中心に都市部から過疎地域等に移住をしようとする「田園回帰」の動きや、スマート農林水産業や遠隔地医療などの革新的な情報通信技術の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした過疎地域の再評価など、過疎地域が有する可能性を広げる新たな潮流が生じています。

こうした過疎地域を取り巻く社会経済情勢の変化を捉えて、迅速かつ的確な対応策を講じていくことが、過疎地域からの脱却するための「鍵」となっています。

2　過疎地域の持続的発展の基本的な方向

（１）過疎対策の基本理念

過疎地域は、食料、水、エネルギーの供給をはじめ、自然災害の防止、多様な生態系の持つ自然環境の保全などの役割を果たすとともに、地域固有の文化・芸能、美しい景観、癒やしや安らぎのあるライフスタイルの提供など、国民の豊かさと多様性を支えています。

また、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の実現のモデルになる可能性を有するとともに、過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の志向や、情報通信における革新的な技術の進展、さらには感染症拡大を契機としたライフスタイルの多様化による、都市部から地方への分散の流れの加速化などによって、過疎地域の果たす役割はますます大きくなっています。

このため、過疎対策法における過疎対策では、このような社会経済情勢の変化を鑑みて、これまでの過疎地域の条件不利の克服に向けた対策を継続しつつも、過疎地域の「持続的な発展」を理念とし、将来にわたり持続できる地域社会の形成や、それぞれの過疎地域が持つ個性や強み、地域資源を生かした地域活力の向上の実現を目指します。

（２）過疎対策の取り組みの考え方

本県の過疎地域をはじめとする中山間地域をとりまく情勢に対応し、地域を次の世代に引き継いでいけるよう、「県土の９割を占め、県民の４割が暮らす中山間地域の再興なくして、県勢浮揚

はなし得ない」という考えのもと、目指す 10 年後の姿や、実現のための施策等をとりまとめた、「中山間地域再興ビジョン」を令和６年３月に策定しました。

ビジョンでは、10 年後の目指す将来像として、「地域に若者が増えた持続可能な人口構造のもと、デジタル技術の活用などにより、地域で安心して生活ができる環境が維持され、地域に多様な仕事があり、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる、活力ある中山間地域」を掲げ、少子化対策と一体となった中山間対策を推進しています。

具体的な施策として、「若者を増やす」、「くらしを支える」、「活力を生む」、「しごとを生み出す」の４つの柱の下で、移住・定住の促進、中山間地域の教育の振興、生活用水や生活用品を確保するための環境整備、集落の活性化などに取り組んでいます。

（３）過疎対策の取り組みの内容

今回策定する「高知県過疎地域持続的発展方針」では、こうした県の基本政策のもと、①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、②産業の振興、③地域における情報化、④交通施設の整備、交通手段の確保、⑤生活環境の整備、⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑦医療の確保、⑧教育の振興、⑨集落の整備、⑩地域文化の振興等、⑪再生可能エネルギーの利用の推進、の 11 の項目を柱にして過疎対策を進めていきます。

また、こうしたそれぞれの施策を進めるに当たっては、本県が目指すべき３つの将来像の実現に向け、本県の地方創生の指針となる「高知県元気な未来創造戦略」とも連動させ、施策の横展開を図ることにより、効果的に対策を進めていきます。

併せて、あらゆる分野でのデジタル技術の活用促進や、2050 年のカーボンニュートラルの実現などを意識することにより、さらに施策を進化させていきます。

「目指すべき３つの将来像」

１　いきいきと仕事ができる高知
- **経済の活性化**

２　いきいきと生活ができる高知
- **日本一の健康長寿県づくり**
- **教育の充実**
- **文化芸術とスポーツの振興**

３　安全・安心な高知
- **南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化**
- **インフラの充実と有効活用**

過疎地域が県内面積の約 85％を占める本県にとっては、過疎地域の持続的な発展は県全体の根幹に関わる取り組みです。このため、県では「持続的発展方針」と県の各種計画やビジョンなどとの整合性を図りつつ、過疎市町村や関係機関等との連携を密にして、過疎地域の実情や新たな動きに対応することにより、持続的な発展に向けた取り組みを推進していきます。

３　広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通網や情報通信等のネットワーク等の整備により、住民レベルの日常生活圏は、市町村の区域を越えて拡大・多様化しており、過疎対策の実施にあたっては、より広域的で、俯瞰的な視点が求めら

れています。

　このため、過疎地域持続的発展方針の策定や実行にあたっては、県全域で推進している前述の「高知県元気な未来創造戦略」や「高知県中山間地域再興ビジョン」、「高知県産業振興計画」などの振興計画はもとより、「日本一の健康長寿県構想」や「教育基本計画」など、各分野の諸計画の内容と整合性を保つよう、十分に調整を図り進めていきます。

Ⅱ　実施すべき施策

１　移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

〇移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の方針

産業振興や地域の活性化など、県の様々な施策と連動させながら、地域間交流や移住・定住を促進し、各分野の担い手を育成・確保することで、過疎地域の発展と経済の活性化を目指します。

〇具体的な取り組み

（１）移住・定住の促進

（２）地域間交流の促進

（３）産業、地域の担い手となる人材の育成・確保

取り組み内容

（１）移住・定住の促進

ア　交流人口・関係人口からの移住への誘導率を高めます。また、デジタルマーケティングを活用し、情報発信のさらなる強化により新たな関心層の獲得を目指します。

イ　顕在化された移住関心層の熟度やニーズに応じて、きめ細かな相談対応ができるよう、体制のさらなる充実を図り、マッチング率を高めます。

ウ　都市部の人材が求める「仕事」や「住まい」などを掘り起こし、受入体制を整えるとともに、各産業分野の担い手確保策の情報発信を一元化し、「移住×人材確保」の取り組みを進めます。また、移住者が地域に定着し、活躍してもらうためのサポートの充実を図ります。

（２）地域間交流の促進

ア　長期滞在やリピーター率の向上による本県観光の一層の底上げを図るため、過疎地域にある「自然」「歴史」「食」「暮らし」「文化」の観光資源を生かした観光商品づくりや、長期滞在型の観光地域づくりに取り組みます。

イ　それぞれの地域の特色を持った、歴史や風土、自然環境など様々な地域資源に文化の視点から新たな光をあてて価値を高めるとともに、積極的な情報発信などにより、個性ある地域文化の振興を図ります。

ウ　豊かな自然や文化等を生かした地域独自の魅力や個性ある取り組み等について積極的な情報発信を行い、都市部との交流を促進するなど、情報化による地域の活性化を図ります。

エ　本県の豊かな森林資源を活用した森林・林業体験や森林環境学習、イベントなどの取組を通じて、木の文化と地域の振興を図ります。

オ　テレワークやウェブ会議、ＩＣＴを活用した特産品の販売など、本県が抱える地理的なハンディキャップを克服した就業や起業につながる取り組みを進め、雇用の創出と産業の振興を図ります。

カ　地域外の人々との交流を促進するため、「集落活動センター」（地域の支え合いや活性化の拠点）や「あったかふれあいセンター」（小規模で多機能な高知型地域共生社会の拠点）の機能強化を進めます。

キ　中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境の整備や、公共交通ネットワークの形成などを促進するとともに、都市との連携を図ります。

（３）産業、地域の担い手となる人材の育成・確保

ア　産業の担い手確保

（ア）本県産業を担う人材の育成

・研修やセミナーの開催や専門人材の派遣等を通じて、県内各地で人材育成の機会を増やします。

・第一次産業の後継者をはじめ、様々な産業分野における人材育成・確保の取り組みを強化します。

（イ）担い手の確保策の抜本強化

・「高知県ＵＩターンサポートセンター」を中心としたオール高知体制による移住促進策を強化します。また、女性や若者の確保に向けた施策の充実や、各産業分野の担い手や中核人材の確保に取り組みます。

・県内事業者の円滑な事業承継を支援するとともに、外国人材の受け入れに向けた取り組みを推進します。

イ　地域の担い手確保

（ア）地域の観光事業者の旅行商品の開発、販売に対する支援を通じて、観光人材の育成を図ります。

（イ）地域の文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信し、地域に残された貴重な伝統文化や芸能、生活文化等の保存、継承に努めます。あわせて、新たな地域文化の創造や発展に向けて、地域の特性を生かした文化活動を支える人材の育成を推進します。

（ウ）地域づくりの担い手となる人材の育成・確保

・地域づくりの担い手となる次世代のリーダーやマネジメント人材を育成するとともに、それぞれの住民が主体的に参画する体制づくりを進めることにより、地域ぐるみの活動が継続できるよう支援します。

・過疎地域が抱える課題に向き合うことの意義や、地域資源を活用したなりわいづくり等の魅力を発信し、地域おこし協力隊などの外部人材を呼び込むとともに、活動中のサポート体制を拡充するなど、地域への定住率を高め、地域活動の担い手確保を支援します。

・県職員を「地域支援企画員」として、地域に配置し、市町村と連携することによって、地域活性化の戦略づくりや地域が主体となる活動を支援します。

２　産業の振興

○産業振興の方針

本県の経済を根本から元気にするためのトータルプランである「高知県産業振興計画」の取り組みを通じて、『地域における新しい挑戦により、持続的に経済が発展する「高知県」』の実現を目指し、各産業分野の取り組みを推進することにより、過疎地域の活性化につなげます。

＜農業の振興＞

農業振興の方針

過疎地域の農業を取り巻く情勢は、高齢化の進行等による農家戸数の減少や生産資材の高騰、産地間競争の激化など、厳しいものがあります。

こうした状況に対応するため、過疎地域の高品質・高収量な農作物の生産に向けた取り組みや流通・販売の強化により農業者所得を向上させるとともに、農業の魅力を高め、地域の担い手を確保・育成することで、さらに生産拡大につながる好循環の実現を目指します。

また、農業の維持、活性化に向けて、地域で支える仕組みづくりなどに取り組みます。

◆具体的な取り組み

（１）生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化
（２）中山間地域の農業を支える仕組みの再構築
（３）流通・販売の支援強化
（４）多様な担い手の育成・確保
（５）農業全体をけん引する基盤整備の推進と優良農地の確保

取り組み内容

（１）生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化

ア　本県の施設園芸農業のさらなる生産性の向上に向けて、環境制御技術にＩｏＴやＡＩなどのデジタル技術を組み合わせた「Ｎｅｘｔ次世代型こうち新施設園芸システム」の開発プロジェクトを推進します。また、データ分析環境の整備や、品目別のデータ分析を支援してデータ駆動型農業による営農支援の強化に取り組みます。

イ　高収量、高品質の実現に向けて、既存型ハウスへの環境制御機器の導入や、規模拡大に意欲のある生産者などに対して次世代型ハウスの整備を支援するとともに、所得目標や品目・作型に応じた設備の選定等により、整備コストの低減に取り組みます。また、安全・安心で高品質な生産につながるＩＰＭ等のさらなる普及や有機農業の推進など、グリーン化に向けた農業の構造転換により持続可能な農業の実現に取り組みます。

ウ　産地の維持・拡大に向けて、産地や品目に合わせたスマート農業技術の研究開発を進めるとともに、スマート農業の実証と実装を支援し、普及を推進します。

エ　肉用牛や養豚については、中山間地における畜産施設の整備や和牛繁殖雌牛の増頭などによる生産基盤の強化を図ります。また、土佐あかうしの特長を独自規格で評価した「Tosa Rouge Beef」の振興や新たなブランド「土佐黒牛」の認知度向上により、さらなるブランド化を推進します。土佐ジロー、土佐はちきん地鶏については、増羽対策に加え、生産性向上

や販路拡大に取り組みます。

オ　農業者による生産から加工、流通、販売の一体化や、農業と第２次産業、第３次産業の地域資源活用・地域連携等により、地域ビジネスの新たな展開を促す「６次産業化」を推進します。

カ　６次産業化に取り組む農業者の裾野の拡大を目指すとともに、地域内流通から県域流通への販路拡大に取り組む事業者を支援し、所得の向上や地域農業の活性化を図ります。

（２）中山間地域の農業を支える仕組みの再構築

ア　集落営農法人、地域農業法人等の組織間の連携や地域の中核組織の育成により、地域の農業を面的に支える仕組みの構築に向けて「地域農業戦略」の策定・実行を推進します。

イ　作業の受委託や農業機械等の共同利用などを行う集落営農組織の整備及び農地の受け皿となる法人の育成を推進することで、効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげていきます。

ウ　地域ぐるみでのコミュニティの維持・活性化を促進するため、複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成を推進し、集落の活性化につなげていきます。

エ　土佐茶やユズなど、山間地に適した農作物等の生産振興に取り組みます。

オ　集落活動センターが行う農業生産活動や農産物の加工などについて、生産性の向上や販路拡大に取り組みます。

（３）流通・販売の支援強化

ア　関東や関西の大都市圏を中心とした卸売市場と連携して販売拡大に取り組みます。また、マーケットインの視点による中食や外食などの業務需要に応じた取引きの拡大を推進します。

イ　直接取引等多様な流通を強化するため、県内全域から農産物が集まる大規模直販所「とさのさと」を活用して、県産農産物の地産外商の拡大に取り組みます。

ウ　輸出拡大に向けて、ユズに次ぐ有望品目の探索を行うとともに、新たなマーケットの開拓と輸出に取り組む産地の強化に取り組みます。

（４）多様な担い手の育成・確保

ア　認定農業者を中心に、女性や高齢者などを含めた、意欲と能力のある多様な担い手を育成・確保します。

イ　産地が求める人材を明らかにした「産地提案書」の活用や後継者が未定の農家への積極的な親元就農支援等により、担い手確保対策を推進します。

ウ　新規就農に必要な農地や施設などの情報提供や技術研修を実施することなどにより、新規就農者の育成・確保に努めます。また、就農後のフォローアップなどの支援活動の充実を図ります。

エ　ＪＡ無料職業紹介所と連携した労働力の確保や広域での農業労働力の確保・循環の仕組みづくりに取り組むとともに、農業と福祉の相互理解の促進と推進体制の整備、就労定着支援により、農福連携を推進します。また、農業分野における外国人材の受け入れを促進します。

オ　家族経営体の持続的な発展や法人化の推進などにより、強い経営体を育成します。

（５）農業全体をけん引する基盤整備の推進と優良農地の確保

ア　地域ニーズの把握と、ほ場整備の実施に向けた地域の合意形成を支援するとともに、国庫補助事業を活用し、地形条件や地域のニーズに応じたほ場整備を実施します。加えて、担い手のニーズに合わせた施設園芸用農地を迅速に確保するための整備事業を推進します。

イ　農地中間管理機構の活用や地域計画の策定・見直しを通じた流動可能な農地情報の整理等により、担い手への農地の集積、集約化を加速化するとともに、農地中間管理機構の新規就農者用農地の先行借り受けを推進します。

ウ　日本型直接支払制度の推進により、農業・農村が有する多面的機能の維持を図ります。

＜林業の振興＞

林業振興の方針

将来の住宅着工戸数の減少が見込まれるなど、林業・木材産業界は厳しい経営環境にありますが、国際的な木材需給の状況や、2050 年カーボンニュートラルの実現などに対する森林への関心の高まりなどを好機と捉え、過疎地域の豊富な森林資源を余すことなく活用し、過疎地域における所得の向上や雇用の創出に取り組みます。

◆具体的な取り組み

（１）森林資源の再生産の促進
（２）木材産業のイノベーション
（３）木材利用の拡大
（４）多様な担い手の育成・確保
（５）特用林産の振興

取り組みの内容

（１）森林資源の再生産の促進

ア　森林クラウドなどのデジタル情報の活用等により、効率的に林業が行える林業適地において、施業の集約化を促進します。

イ　再造林を推進するため再造林基金団体との連携体制を強化しつつ、省力化・軽労化につながる先端林業機械の実証等の新たな技術の活用や野生鳥獣による食害対策を進めます。

ウ　育成してきた人工林資源を最大限に活用するための取組とあわせて、多間伐による長伐期化や針広混交林化を促進するなど生物多様性等にも配慮した森づくりを進め、公益的機能の持続的な発揮に取り組みます。

（２）木材産業のイノベーション

ア　森林資源の成熟に伴い増加する大径材の有効活用のため、大径材利用戦略に基づき、施設整備への支援等に取り組みます。

イ　JAS 認証の取得や施設整備への支援などにより、木材・木製品の高付加価値化を進めるとともに、その販路開拓にも取り組みます。

ウ　木材の加工・流通・販売の効率化を推進するため、情報交流拠点の整備や需要にマッチした生産供給体制の確立などによる地産外商体制の強化に取り組みます。

エ　森林資源を余すことなく活用するため、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大や竹資源の利用拡大に取り組みます。

（３）木材利用の拡大

ア　木造建築に精通した建築士等の育成に取り組みます。

イ　建築物の木造化・木質化の事例や木材の健康面への効用に関する情報提供を行うこと等により、施主の木材利用に関する理解の醸成を促進します。

ウ　大阪・関西万博でつながった非住宅建築向け構造材のサプライチェーンを活用した供給・提案体制の強化や海外での有望なエリアにおける販路開拓等に取り組みます。

（４）多様な担い手の育成・確保

ア　就業希望者にあわせたきめ細やかな就業相談体制等により、若者や移住希望者など、多様な担い手育成・確保に取り組みます。

イ　森林クラウドでのデジタル情報の活用やスマート林業の推進に必要な人材の育成に取り組みます。

ウ　事業戦略の実践による経営改善の推進等により、林業事業体の経営基盤強化と労働環境の改善を目指します。

（５）特用林産の振興

炭やシイタケなどの特用林産物の活用など、地域のあらゆる資源を多彩に組み合わせることで付加価値を高め、所得の向上を図ります。

＜水産業の振興＞

水産業振興の方針

　デジタル技術の活用による生産性の向上や、産地加工体制の強化等を通じた付加価値の創出により、過疎地域の水産業の成長産業化を推進します。こうした取り組みにより、漁業生産額をしっかりと確保し漁業所得の向上を図ることで、担い手を安定的に確保する好循環を生み出し、「若者が地域で稼げる魅力的な水産業」の実現を目指します。

◆具体的な取り組み

（１）漁業生産の構造改革
（２）市場対応力のある産地加工体制の強化
（３）流通・販売の強化
（４）担い手の確保・育成

取り組みの内容

（１）漁業生産の構造改革

ア　水産業のデジタル化を図る「高知マリンイノベーション」の取り組みを推進し、環境や社会の変化に強い持続的な漁業生産体制への転換を図ります。

イ　養殖業が抱える課題（漁場・人工種苗・コスト・担い手・販売）に対してパッケージで支援を行うことで養殖生産量の増加を図ります。

ウ　事業戦略の実践支援やマルチ漁業化の推進等により、不漁等の影響を受けやすい漁船漁業の経営の安定化を図ります。

（２）市場対応力のある産地加工体制の強化

ア　加工施設の立地促進や機能強化、衛生管理の高度化を図ります。

イ　加工原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を行います。

（３）流通・販売の強化

ア　「高知家の魚応援の店」や卸売市場関係者のネットワークを活用し、販売拡大を図ります。

イ　水産物輸出促進コーディネーターや卸売市場関係者等のネットワークを活用し、輸出を促進します。

ウ　あゆを活用した地域活性化の取り組みを推進するなど、地域資源を活用した付加価値の創出に取り組みます。

（４）担い手の確保・育成

ア　（一社）高知県漁業就業支援センターによる就業相談、短期・長期研修の実施、漁船の取得、就業後のフォローアップ等、総合的な担い手確保対策を支援します。

イ　若者、女性等の多様な人材が参入・定着しやすい環境整備など、魅力ある職場づくりを支援します。

<商工業の振興>

商工業振興の方針

過疎地域の事業者の持続的な発展に向けた事業戦略や経営計画の策定・実行を支援するとともに、深刻化する人手不足の克服に向けて、産業人材の育成・確保、円滑な事業承継、働き方改革等を推進します。また、地域商業の活性化や県内企業のデジタル化に向けた取り組みを支援し、人口減少下でも持続的に成長していく商工業の実現を目指します。

◆具体的な取り組み

（１）中小企業・小規模企業の振興
（２）ものづくり企業の経営基盤の強化と企業誘致の推進
（３）外商の加速化と海外展開の促進
（４）商業サービスの活性化
（５）デジタル技術の活用等による生産性の向上と事業構造の変革の促進
（６）事業承継・人材確保の推進
（７）危機管理対策の推進

取り組みの内容

（１）中小企業・小規模企業の振興

中小企業・小規模企業振興条例・指針に基づき、施策を総合的に推進します。

（２）ものづくり企業の経営基盤の強化と企業誘致の推進

ア　事業戦略の策定や実行を促進することなどにより、企業の持続的な発展を支援します。

イ　高付加価値製品や技術の開発などを支援します。

ウ　自然災害に対する知見を生かした防災関連製品の開発を支援します。

エ　企業誘致戦略に基づき、人口減少対策や中山間地域の活性化に資する企業誘致を推進するとともに、安心・安全な工業団地の計画的な開発による受け皿の確保と早期分譲を図ります。

（３）外商の加速化と海外展開の促進

ア　県外見本市への出展やデジタル技術を活用した商談機会の創出などにより、販路拡大を支援します。特に、関西圏でのさらなる外商の拡大を支援します。

イ　海外戦略の策定支援や商社等とのマッチング等、外商活動などを通じた海外での販路開拓を支援します。

ウ　海洋深層水のブランド力の向上を図るとともに、地域の観光・物産事業者との連携等による販路開拓などを支援します。

（４）商業サービスの活性化

ア　商工会や商工会議所など関係機関との連携による経営計画の策定や実行等により、事業継続や経営改善を支援します。

イ　地域商業機能維持・活性化計画の策定・実行支援や空き店舗への出店支援等により、各地域における商業機能の維持・活性化を図ります。

ウ　市町村と協働で、若者・女性が働く場や生活インフラ関連の企業の誘致を進めることにより、地域の課題の解決に取り組んでいきます。

（５）デジタル技術の活用等による生産性の向上と事業構造の変革の促進

ア　生産性の向上や付加価値の高い産業の創出につなげるため、関係支援機関と連携することにより県内事業者のデジタル技術導入を支援します。

イ　県内事業者のデジタル化促進に必要となる知識やスキルを習得する場を創出し、デジタル化を支える企業内人材の育成を支援します。

（６）事業承継・人材確保の推進

ア　関係機関との連携を強化し、継業者など買い手の掘り起こしやマッチング、さらには継業後のフォロー等、一貫した伴走型支援により円滑な事業承継を推進します。

イ　地域の産業の継続・発展を支えるため、各種セミナーの開催等により、人材の育成と確保を支援します。

ウ　経営基盤の強化と連動した働き方改革の実現に向け、労働条件や労働環境の整備などを支援します。

（７）危機管理対策の推進

ア　市町村と連携し、製造業等の立地の受け皿となる「安全･安心な工業団地」の計画的な開発を進めます。

イ　自然災害に備え、ＢＣＰ策定を支援します。

ウ　工場等の耐震化を支援します。

エ　自然災害への備えと連動させた防災関連産業を振興することにより、本県の防災力の向上を図ります。

＜観光の振興＞

観光振興の方針

令和元年まで７年連続で 400 万人観光を実現した後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて落ち込んだものの、令和５年は、連続テレビ小説の効果もあり、入込数は過去最高の 472 万人を記録、令和６年も 445 万人の入込になりました。国内外の観光客に目的地として選ばれる観光地域づくりに向けて、「旅行商品をつくる」、「売る」、「もてなす」という一連のサイクルを、過疎地域において一層強化していきます。

◆具体的な取り組み

（１）長期滞在につながる観光地域づくりの推進

（２）戦略的セールス＆プロモーション

（３）おもてなしの推進

（４）国際観光の推進

（５）観光人材の確保・担い手不足の対応

取り組みの内容

（１）長期滞在につながる観光地域づくりの推進

ア　過疎地域にある「自然」「歴史」「食」「暮らし」「文化」の観光資源を生かした観光商品づくりや、長期滞在型の観光地域づくりに取り組みます。

イ　広域観光組織を中心としたデジタルデータの活用による戦略的な周遊施策等の実践や、地域住民・観光事業者・市町村等との連携による周遊促進、滞在時間延長に取り組みます。

ウ　中山間地域における滞在時間の延長や長期滞在できる態勢づくりに向けて、受入環境の整備を行います。

エ　集落活動センターを拠点とした宿泊や体験など、地域との交流につながる観光商品づくりに取り組むとともに、広域観光組織を中心とした隣県との連携による教育旅行の受入拡大に取り組みます。

オ　観光施設を巡る周遊観光バスの運行支援や県内バス事業者との連携による旅行商品化など、二次交通の確保に向けた取り組みを進めます。

（２）戦略的セールス＆プロモーション

ア　全国的な話題化を創出するプロモーションを展開し、インターネット等による効果的な情報提供に努めるとともに、首都圏や関西圏等のマスメディアへのパブリシティ活動を行うなど、マスメディアを有効に活用し、都市部を含め全国からの誘客を図るための情報を継続的に発信します。

イ　過疎地域の豊かな地域資源を活用した旅行商品化を行い、広域観光組織と連携して旅行エージェントに対する営業活動を強化します。

ウ　閑散期対策など年間を通じた観光需要の平準化を図ります。

エ　過疎地域の豊かな自然環境等を生かし、ロケーション撮影の誘致を推進します。

オ　若者が地域で活躍する場を創出するため、若者が主役となれる e スポーツイベントなどの参加型イベント等の実施や、プロ・アマチュアスポーツのキャンプや合宿、大会の誘致を推

進します。また、地元プロスポーツチームと連携し、ホーム戦の観客増や観光 PR 等に取り組みます。

（３）おもてなしの推進

ア　車いすを利用されている方、視覚や聴覚に障害がある方、高齢で歩行に自信のない方など、旅行に不安のある方にも高知の旅を楽しんでいただけるよう、バリアフリー観光を推進します。

イ　県内観光地において、国内外の観光客の満足度を向上させるために、観光ガイドのスキルの向上や裾野の拡大に向けて取り組むとともに、地域おこし協力隊制度を活用してマーケティングやマネジメントを行う人材を広域観光組織に配置し、体制及び機能強化も支援します。

ウ　JR 高知駅前の「こうち旅広場」や各観光案内所で、本県の強みである「自然」「歴史」「食」「暮らし」「文化」の観光資源など、過疎地域の観光情報をプッシュ型で情報提供をするなど観光案内所におけるコンシェルジュ機能を強化します。

エ　国内外の観光客の周遊促進や満足度を向上させるために、市町村や観光協会、観光関連事業者等が取り組む受入環境整備を支援します。

（４）国際観光の推進

ア　台湾定期チャーター便の定期便化や新たな市場からの国際線の誘致を図ります。

イ　大阪観光局や関西エアポート等と連携し、関西圏からの誘客を促進します。

ウ　高知ならではの体験型商品を発信し、個人旅行者の誘客の拡大及び滞在時間の延長を図ります。

エ　県内施設等の多言語化やキャッシュレス化を促し、外国人観光客の消費拡大に向けた受入環境整備を行います。

（５）観光人材の確保・担い手不足の対応

ア　中山間地域における滞在時間の延長や長期滞在できる態勢づくりに向けて、受入環境の整備を行います。（再掲）

イ　閑散期対策など年間を通じた観光需要の平準化を図ります。（再掲）

ウ　教育機関との連携による新たな観光人材の裾野の拡大や、外国人材の活躍推進に向けた関係機関との連携強化により、人材確保を図ります。

＜分野を超えて連携した取り組み＞

◆地産地消・地産外商

地産地消・地産外商戦略の方針

「素材を生かした加工立県」「県産品を全国・海外へ」を「目指す姿」として掲げ、過疎地域の「地産」の強化、「外商」の強化、成長を支える取り組みを強化します。

◆具体的な取り組み

（１）外商につながる地産の強化

（２）国内外商の拡大

（３）輸出の拡大

（４）食品産業を支える産業人材の育成

（５）事業拡大に向けた企業の成長を後押し

取り組みの内容

（１）外商につながる地産の強化

ア　販路に直結した商品づくりを推進するため、専門家や地産外商公社、工業技術センターによる伴走支援を展開します。

イ　食品分野における地産外商のさらなる拡大に向け、ワンストップ窓口の設置や研修・専門家派遣を通じた生産性向上や衛生管理の高度化を支援します。また、輸出のさらなる拡大に向けＦＳＭＡ対応等を支援するため、研修や個別訪問指導を実施します。

ウ　外商拡大に取り組む事業者の裾野の拡大と売れる商品づくりを支援するとともに、輸出に対応した加工施設の立地促進、機能強化及び衛生管理の高度化を図ります。

（２）国内外商の拡大

ア　卸売事業者との連携強化により新規販路を開拓し、成約に直結する産地視察型の商談会や新たな展示会への出展機会を拡充するなど、より効果的・効率的な外商活動を展開します。

　また、外商参画事業者の掘り起こし、ブロック別商談・相談会の開催による県産品の発掘、磨き上げ等、地域の関係機関と連携して外商参画事業者を支援します。

イ　アンテナショップを活用した催事の開催や店舗プロモーションを強化し、県産品等の一層の販売促進につなげます。

ウ　大規模直販所「とさのさと」を活用した県産農産物の地産外商の強化や、「高知家の魚応援の店」とのネットワークを活用した外商活動の一層の強化を図ります。

エ　関西圏の大手卸売業者等との連携を強化し、大阪・関西万博や大阪ＩＲを契機に大阪市中心部において進められている大規模開発により新たに開業する商業施設や地域密着型の量販店などへの外商拡大に取り組むとともに、アンテナショップを通じた情報発信など、県産品の外商拡大に向けた関西圏でのプロモーション活動を強化します。

（３）輸出の拡大

ア　輸出のさらなる拡大に向け、食品海外ビジネスサポーターの現地ネットワークを活用し

たプロモーションの強化等により、ユズ、土佐酒、水産物を中心とした県産品の販路開拓・販売拡大を図ります。

イ　他国産ユズとの差別化を図るため、「ＫＯＣＨＩ　ＹＵＺＵ」のブランド化を推進します。また、土佐酒の販売拡大に向け、食品海外ビジネスサポーターの現地ネットワークを活用した土佐酒プロモーションの強化やバイヤー招へいによるマッチング機会の拡大を図ります。

ウ　地産外商公社と連携し、新たに輸出に取り組む事業者の掘り起こしや国内輸出商社への営業を強化するなど、公社のノウハウを生かした輸出振興を展開していきます。

（４）食品産業を支える産業人材の育成

ア　食品関連事業者が商品開発力・生産力・外商力を強化し、事業規模の拡大を図るための総合支援プラットホームである「食のイノベーションベース」において、新商品の開発や販路の拡大等に関する学びの機会を提供することで、食品産業を支える人材の育成を図ります。

　また、「食のイノベーションベース」を起点に、商品づくり、生産管理高度化、事業戦略づくりといった事業者の具体的な取り組みにつなげていきます。

イ　商品開発・改良や生産性向上に取り組む企業に対して、工業技術センターによる研修などの技術支援を行います。

（５）事業拡大に向けた企業の成長を後押し

ア　関係機関と連携し、事業者の課題解決をサポートする相談・支援のワンストップ窓口において、生産から販売までの幅広い課題に対応するとともに、事業戦略の策定を個別に支援し、作成した戦略に基づく取り組みを伴走型で支援します。

イ　高知県貿易協会と連携し、専門家による事業者個別支援を行い、輸出戦略策定を支援するとともに、作成した戦略に基づく取り組みを伴走型で支援します。

◆起業や新事業展開の促進

起業や新事業展開の促進の方針

　過疎地域において、起業や新事業展開を目指す方々の事業プランづくりからその実践、事業化までをそれぞれのステージごとに切れ目なく一貫してサポートします。

◆具体的な取り組み

（１）起業・新事業展開に向けた総合的なサポート

取り組みの内容

（１）起業・新事業展開に向けた総合的なサポート

ア　起業希望者に対して、起業相談や起業の準備段階に応じた講座等の提供により、県内全域での起業を支援します。

イ　移住支援団体等との連携により、移住希望者や県内移住者の起業もサポートしていきます。

ウ　先輩起業家や起業希望者、支援機関等、多様なメンバーが参加する交流会を開催する等、起業を生み出す環境づくりを進めていきます。

エ　ローカルイノベーションプラットフォームの取組により、全国のスタートアップ企業等が持つ新技術を生かし地域課題の解決と県内企業等の新事業創出を促進します。

オ　専門家等のアドバイスや補助制度により、アイデアの磨き上げから事業化までの切れ目ないサポートを行い、県内企業等の新事業展開を支援します。

カ　産学官民連携センター（ココプラ）を通じた産学官民連携の交流のきっかけをつくり、ビジネスの発展・成長をサポートします。

キ　ビジネスに関する基礎知識から応用・実践力まで、受講者のレベルに応じて体系的に身につけられる学びの場を提供することで、産業人材の育成を図ります。

ク　国の交付金を活用し、資金面からも事業化を支援します。

３　地域における情報化

○地域における情報化の方針

> 光ファイバや５Ｇなどのデジタルインフラの整備とともに、デジタル技術を活用した過疎地域の課題解決と地場産業の高度化に取り組みます。

○具体的な取り組み

（１）デジタルインフラの整備

（２）デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化

取り組みの内容

（１）デジタルインフラの整備

地域に若者が定住し、活力ある地域社会を実現していくためには、デジタル技術を活用した地場産業の高度化や新たな産業の創出、生活インフラの確保、暮らしの質の向上が重要です。特に、過疎地域においてこそデジタル技術は必要かつ有効であり、その基盤となる光ファイバや５Ｇなどのデジタルインフラの整備が不可欠です。このため、市町村や関連事業者等と連携しながら、国の補助事業等も積極的に活用してデジタルインフラの整備を進めます。

（２）デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化

ア　豊かな自然や文化等を生した地域独自の魅力や個性ある取り組み等について積極的な情報発信を行い、都市部との交流を促進するなど、デジタル化による地域の活性化を図ります。

イ　テレワークやウェブ会議、ＩＣＴを活用した特産品の販売など、本県が抱える地理的なハンディキャップを克服した就業や起業につながる取り組みを進め、雇用の創出と地場産業の活性化を図ります。

ウ　行政手続のオンライン化やＡＩ－ＦＡＱ（よくある質問と回答）の導入・充実をはじめ、県民サービスの向上を図るとともに、行政事務の抜本的な効率化に取り組みます。

エ　多くの県民がオンライン化のメリットを享受できるよう、オンライン申請の利便性の周知・普及を図るため、高齢者等を対象とした利用方法の説明会やスマホ教室の開催などのデジタルデバイド対策について、国や市町村、民間企業の取り組みとの連携を深めていきます。また、デジタル技術に不慣れな方のため、書面による手続きも継続することで県民サービスの向上につなげていきます。

オ　デジタル技術の活用による課題解決や産業振興を図るためには、課題の最前線で取り組んでいる市町村のデジタル化が不可欠であるため、市町村のデジタル化の取り組みを支援していきます。

カ　行政が保有するデータを民間企業等による新たなサービスの提供につなげていくため、ニーズの把握とデータの積極的な公開を行うとともに、市町村におけるデータ公開に取り組みます。

キ　その他、情報通信技術を活用しながら、地域の活性化や住民サービスの維持、向上につながる取り組みを進めます。

４　交通施設の整備、交通手段の確保

○交通施設の整備、交通手段の確保の方針

> 地域間交通の利便性を高めるための道路や交通施設等の整備を推進するとともに、過疎地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

○具体的な取り組み

（１）国道、県道及び市町村道の整備等
（２）農道、林道の整備
（３）公共交通の維持・確保

取り組みの内容

（１）国道、県道及び市町村道の整備等

ア　国道及び県道は、地域間交流の促進と地域生活の快適性や安全性の向上を目指して、次の方針を基本として整備に取り組みます。

・四国８の字ネットワークなどの広域道路ネットワークとなる高規格道路やＩＣ（インターチェンジ）にアクセスする道路の早期整備

・南海トラフ地震や豪雨に備え緊急輸送道路等にある橋梁の耐震化や斜面崩壊で通行止めの発生を防ぐための防災対策の推進

・過疎地域の多くの国道と県道は中山間地域にあることから、地域の暮らしにおける安全・安心を確保するため、1.5 車線的道路整備等の地域の実情に応じた道路整備を推進

・「道路橋の長寿命化修繕計画」に基づく、効率的・効果的な道路橋の維持管理

・通学路交通安全プログラムに基づく道路整備の推進

イ　市町村道は、日常生活や地域活性化に必要な路線の整備や老朽化対策を促進します。また、通学路交通安全プログラムに基づく道路整備を促進します。

（２）農道、林道の整備

ア　農業生産の効率化、農産物流通の合理化及び農村の生活環境改善を目的として、他の道路整備事業などと連携を図りながら計画的に整備します。

イ　森林の適正な管理、効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的に林道の整備を行います。

ウ　生活道としても利用される林道については、早期供用を目指し重点的な整備を行います。

（３）公共交通の維持・確保

ア　過疎地域における生活や産業等を支える交通手段を確保するため、鉄道・軌道、路線バス及び離島航路等の地域間の公共交通の維持・確保を図ります。

イ　地域内の移動手段を確保するため、市町村バスやデマンド型交通など、市町村や地域が実施する地域内交通の取り組みを支援します。

ウ　公共交通の担い手である運転士を確保するため、交通事業者等が行う県内外での採用活動を支援します。

エ　地域公共交通会議等における議論などを通じて、公共交通の利便性を高め、地域の実情に応

じた持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指します。

5　生活環境の整備

○生活環境整備の方針

　県内の過疎地域では、都市部と比べて水道施設等の普及や消防防災体制、居住環境の整備等が十分ではない地域があります。加えて、特に南海トラフ地震発生時や風水害の際には、地域の孤立をはじめ、甚大な被害を受けるおそれがあることから、住民が安全・安心かつ快適に暮らせるよう、ソフト・ハード両面において、地域の特性に配慮し、計画的な生活環境の整備を進めます。

○具体的な取り組み

（１）簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備
（２）消防防災の整備
（３）森林などの公益的機能を維持するための保全活動
（４）安全・安心な居住環境の確保
（５）将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

取り組みの内容

（１）簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備

ア　過疎地域における水源の確保及び水資源の有効利用の観点から、簡易水道の整備を計画的に進め、水道普及率の向上を図ります。

イ　老朽化等により、機能が低下した簡易水道施設等の更新や改良による整備を促進します。

ウ　過疎地域の給水人口が少ない集落等における飲料水等の生活用水を確保するため、簡易水道等の要件を満たさない小規模な飲料水供給施設及び関連施設等の整備を推進します。

エ　汚水処理については「高知県全県域生活排水処理構想」に基づき効率的・計画的に集合処理（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等）や個別処理（浄化槽）を実施し、公共用水域の水質保全、生活環境改善を図ります。

オ　長寿命化計画やストックマネジメント計画に基づき、汚泥処理施設の効率的・効果的な維持管理を促進します。

カ　南海トラフ地震や豪雨に備え、汚泥処理施設の耐震化や耐津波化、耐水化を促進します。

キ　公共下水道等の導入が難しい地域においては、合併処理浄化槽の普及を推進します。

（２）消防防災の整備

ア　消防施設設備の近代化を推進し、過疎地域の実情に応じた消防力の充実を図ります。

イ　消防防災ヘリコプターの活用を図ることにより、迅速かつ的確な消防・防災活動を推進します。

ウ　南海トラフ地震等による被害の最小化を図るため、「南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、孤立地域へのヘリコプター場外離着陸場の整備など、様々な対策を促進します。

エ　消防団の充実強化や自主防災組織の設立、活性化を図るとともに、地域が主体となった防災訓練の実施や消防学校での教育訓練による団員等の資質の向上を図るなど、地域の災害対応力の向上を図ります。

オ　各市町村における、避難支援の関係者と福祉の関係者が一体となった避難行動要支援者の個

別避難計画の作成等を支援します。

カ　災害時の避難所での避難生活に支障のある方を対象とした福祉避難所の指定促進・機能強化を図る市町村の取り組みを支援します。

キ　安全・安心な暮らしの確保を図るため、各地域と市町村とを結ぶ市町村防災行政無線などの防災情報伝達システムの整備を推進します。

ク　県、市町村及び防災関係機関を結ぶ県防災行政無線システム及び県総合防災情報システムによる的確な防災情報の収集、伝達、共有に努めるとともに、県民への情報提供の充実を図っていきます。

（３）森林などの公益的機能を維持するための保全活動

ア　人工林の間伐を推進するなど、森林の公益的機能の維持に努めます。

イ　森林の持つ役割などの重要性を情報発信していくことや、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加します。また、自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいくための活動を支援します。

（４）安全・安心な居住環境の確保

ア　「清潔で美しい高知県をつくる条例」に基づき、美観の保持及び回復に向けて県民が一体となった取り組みを進めるとともに、河川や大気など環境監視の継続、県民への情報提供などを通じて、生活環境の保全に努めます。

イ　土砂災害など自然災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、土砂災害に関する情報の伝達や警戒避難に必要な情報の周知など警戒避難体制等のソフト対策を充実させていきます。

ウ　高潮・高波による越波被害から人命や財産を守る海岸保全施設を整備し、地震に強く津波から安全に避難できる防災機能の充実を図ります。

エ　台風や集中豪雨などによる洪水被害や高潮被害から人命や財産を守るため、河川改修を推進するとともに、土砂の堆積や草木の繁茂状況を調査しながら、治水上支障のないよう、適切な管理に努めます。

オ　近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大などに備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進します。

カ　一般廃棄物処理について広域的な取り組みを進め、減量・再資源化に努めるとともに、高度処理が可能な施設整備を図ります。

（５）将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

ア　食料や生活用品等の確保を容易にするための店舗整備や移動販売、買い物代行等の仕組みの維持・充実を図ります。

イ　高齢者や子育て世帯などが安全で安心に生活できるよう、公的住宅の整備や住宅の耐震化、バリアフリー化などを推進します。

ウ　住んでいて良かったと思うことができる居住環境の整備や移住、定住促進を進めるため、歴史的な街なみの保存・修景や空き家の活用などに努めます。

エ　暮らしの中で地球温暖化対策に貢献するため、環境負荷の少ない住宅の普及を促進します。

６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

○子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、こどもから高齢者、障害者まですべての過疎地域の住民の方々が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

○具体的な取り組み

（１）健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進
（２）地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化
（３）こどもまんなか社会の実現
（４）「高知型地域共生社会」の推進

取り組みの内容

（１）健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

ア　県民一人ひとりが健康意識を高め、自らの健康状態を十分に把握し、生活習慣病などの予防に取り組むよう促すため、健康づくりの意義や重要性に関する啓発を積極的に推進します。

イ　「よさこい健康プラン２１」（第４期高知県健康増進計画）の６つの分野（栄養・食生活、身体　活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙、歯・口腔）ごとに、県民の健康づくりを支援します。

ウ　高齢者が加齢によって心身ともに虚弱になるフレイルの予防や早期発見につなげるため、あったかふれあいセンターや住民の通いの場等でのフレイル対策の普及啓発等を推進します。

エ　死亡原因の１位であるがんを早期に発見し、治療につなげるため、がん検診の受診促進を図ります。

オ　心疾患や脳血管疾患等の血管病リスクに早期に気づき、予防するため、特定健康診査の受診を促進します。

（２）地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化

ア　中山間地域を含め、在宅での生活を希望される方が、住み慣れた地域で安心して健やかに、ともに支え合いながらいきいきと暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制づくりを目指します。（高知県版地域包括ケアシステムの構築）

イ　在宅訪問薬剤管理指導のニーズに対応するため、在宅訪問薬剤師のさらなる養成とスキルアップ研修を実施します。また、オンライン診療に連動した服薬指導・薬剤交付の体制づくりを推進します。さらに、県民の ICT リテラシー向上のため、オンライン服薬指導体験等も可能なお薬教室・相談会を実施します。

ウ　高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増加していくことが予想されていることから、認知症の発症を遅らせ、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、自らの意志に基づいた生活を送ることができる社会を実現するため、「高知県認知症施策推進計画」に基づき総合的に施策の実施に取り組みます。

エ　中山間地域における介護サービスの確保に取り組むとともに、地域の多様なニーズに応じて、

地域密着型サービスなどが提供されるよう取り組みます。

オ　障害のある人が希望する場所や住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームや通所サービスの整備など、障害の特性やライフステージに応じたサービス提供体制の確保・充実に取り組みます。

カ　医師の人材確保のため、医師養成奨学貸付金制度により、医学生の修学を支援します。

キ　若手医師のキャリア形成ができるよう、医療機関や大学と連携して支援します。

ク　看護職員確保のため高校生への進学説明会の実施、看護学生等への就職セミナーの開催、看護学生への奨学金貸与、ナースセンター活動への支援などを行います。

ケ　薬剤師確保のため、薬学生等を対象とするインターンシップや病院見学ツアーの実施、就職説明会への参加、また、協定締結大学と連携し、中高生を対象とする薬学部進学セミナーの開催、高校生を対象とする薬学部オープンキャンパス参加支援などを行います。

コ　歯科衛生士確保のため、歯科衛生士養成奨学金制度により修学を支援します。

サ　ノーリフティングケアの普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度による、働きやすい職場環境づくりの推進などにより、福祉を支える担い手の確保・育成に取り組みます。

シ　福祉サービスを利用する人が、利用しやすく分かりやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者・障害のある人などの尊厳確保のため、権利擁護に取り組みます。

（３）こどもまんなか社会の実現

ア　多様な交流機会の創出など、出会いや結婚を希望する人が支援を受けられる施策を充実させます。

イ　こどもを持ちたいと希望する方が安心、安全な妊娠、出産を迎えることができる施策や住民参加型の子育て支援などを推進します。

ウ　男性が育児休業を取得するのが当たり前の社会（＝「共働き・共育て」の生活スタイル）の実現に向けたオール高知の県民運動を展開します。

エ　障害のある子どもとその家族に対して、切れ目のない一貫した効果的な支援が受けられる体制づくりに取り組むとともに、できるだけ早い時期から身近な地域で専門的な支援が受けられる体制整備を図ります。

オ　妊産婦、子育て世帯、こどもが誰一人取り残されることなく、相談を受け適切な支援につながる相談支援体制を整備します。

カ　児童相談所における児童虐待相談受付件数・対応件数は、高い水準で推移しており児童相談所及び市町村における相談支援体制の強化などを進めます。

キ　全国平均と比べ高い少年の非行率、再非行率を改善するため、万引きなどの入り口型非行の防止や再非行の防止を推進します。

ク　ひとり親家庭の自立を促進するため、相談支援体制の強化を図るとともに、経済的支援や子育て・生活支援、就労支援を充実します。

（４）「高知型地域共生社会」の推進

ア　高知型地域共生社会の実現に向けて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

（ア）市町村における多機関の協働による包括的な支援体制の構築を支援します。

（イ）生活困窮者やひきこもりの状態にある人など地域で様々な課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、福祉サービスや必要な支援を受けることができる仕組みづく

りを進めます。

イ　あったかふれあいセンター（小規模で多機能な高知型地域共生社会の拠点）が幅広い世代に利用されるようセンター職員同士の交流機会の充実に取り組むとともに、地域の支え合いの体制強化に向けて集落活動センター等との連携を推進します。

7　医療の確保

○医療確保の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、過疎地域の誰もが地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。

○具体的な取り組み

（１）地域医療構想の推進
（２）救急医療の確保・充実
（３）へき地医療の確保

取り組みの内容

（１）地域医療構想の推進

ア　本県の病床数は全国１位（10 万人当たり）であるが、高齢者施設等は全国下位となっており、また一方で、医療機能別の病床数についても、急性期及び慢性期は過剰であるが、回復期は不足していることから、将来の医療需要に応じた適切な医療提供体制の構築を進めていきます。

イ　地域医療構想調整会議において、医療・介護関係者、住民等と今後の医療体制や個別医療機関の転換、公立・公的医療機関等の役割などについて協議を行い、地域における医療体制を構築していきます。

ウ　各医療機関からの病床転換の相談に対して個別に対応するとともに、医療機関が行う病床の機能分化・連携・ダウンサイジング等について、補助事業等を活用し支援します。

（２）救急医療の確保・充実

ア　救急医療機関間の連携強化を進めるとともに、救命救急センター、平日夜間小児救急センター、小児輪番制病院等の運営への支援、こうち医療ネット、ドクターヘリの円滑な運営などを通して、救急医療体制の機能維持に努めます。

イ　救命救急センター（三次救急医療機関）への救急搬送が集中するとともに、搬送患者の約４割が軽症患者であることが課題となっており、継続的な啓発事業や小児救急電話相談（#8000）等の実施により、適正受診の支援に取り組みます。

（３）へき地医療の確保

ア　自治医科大学でのへき地医師の養成や、大学、市町村、医療機関、関係団体との連携により、医師の確保に努めます。

イ　へき地医療機関への代診制度の維持により、へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減を図ります。

ウ　へき地医療拠点病院以外の医療機関からへき地診療所への医師派遣にかかる経費の助成、離島の患者輸送にかかる経費を助成し、へき地の医療提供体制を支援します。

８　教育の振興

○教育振興の方針

「第３期教育等の振興に関する施策の大綱」等を中心として、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人」、「多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人」を、過疎地域で育成するための取り組みを推進します。

○具体的な取り組み

（１）急速に変化する今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進
（２）多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進
（３）生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進
（４）各種施策を総合的・計画的に推進するための環境・体制等の整備

取り組みの内容

（１）急速に変化する今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進

ア　学力の定着を図るとともに、自己の学びを選択・決定できる児童生徒を育成するために、問題解決の課程を重視した授業改善を推進します。また、デジタル教材を効果的に活用した授業及び授業外学習の充実を図ります。

イ　県内企業や地元自治体等との連携を図りながら、職場体験等の体験的な学習や講演会を実施します。また、教職員の資質・指導力向上のための各種研修会や連絡協議会等を充実させることにより、体系的なキャリア教育や職業教育を推進します。

ウ　「ふるさとや我が国を愛する心」、「人を思いやる豊かな心」を育てる道徳教育を進めます。また、国際的な視野や高知に対する愛着と誇りを持ち、高校卒業後も、地域課題等を自分事として捉え、高知県や県内地域の発展や活性化に貢献しようと行動できる人材の育成を目指します。

エ　理科教育やプログラミング教育等により、情報活用能力や科学的な探究能力等の育成を図ります。また、各教科等での学びを実社会での課題発見・解決に結び付けていく教育を推進します。

オ　学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」を推進するとともに、他の人の大切さも認める人権教育や、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の組織的な取組を推進することにより、子どもの規範意識や自尊感情などの醸成を図ります。また、児童生徒の些細な変化に気付き、的確に対応するための取組を進め、いじめや不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制を強化します。

カ　学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制の整備や、運動部活動の改革、保健教育の充実を図ります。また、子どもとの関わり方や生活習慣の重要性について、学校や保育所等の教職員及び保護者等の理解を促進するため、学習会や講演会等を行うとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を促すことによって、家庭教育支援の充実を図ります。

キ　各地域の意見や教育委員会協議会での協議を踏まえた「県立高等学校振興再編計画」に基づき、学校のさらなる魅力化・特色化、個別最適・協働的な学びの一体的充実とデジタル教育の

推進、多様な学びのニーズへの対応等の取組を進めます。また、中山間地域の小規模校における生徒数確保の努力目標を達成するためのアクションプランを策定し実行するとともに、その実施に向けて、市町村が行う取組を支援します。

ク　各保育所・幼稚園等における質の高い保育・教育の充実に向けた組織的な取組を推進するため、各園が行う園内研修や市町村の主体的な取組を支援・促進します。

ケ　保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村と親育ち支援地域リーダーとの連携や、組織的な取組を促進します。また、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修等の充実を図ります。

（２）多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進

ア　障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに学ぶ環境整備に取り組みます。また、福祉・労働機関と連携した就労支援や進路指導の充実、文化・芸術・スポーツ活動等、体験を通した余暇活動の充実によって、特別支援学校の児童生徒の主体的な活動を支援し、卒業後地域で自分らしく生活するためのキャリア教育を推進します。

イ　不登校の兆しを見逃さないために早期の情報共有の仕組みや初動体制を強化します。また、児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な教育機会・居場所の確保に向けた取組や校内支援体制を強化します。

ウ　厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用した相談支援体制の充実を行うとともに、学校や市町村との連携体制を強化し、組織的な支援体制の充実を図ります。

エ　高等学校等における就学のための経済的支援により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、多子世帯の経済的負担を軽減するため、多子世帯の保育料の軽減又は無料化を実施する市町村への助成を行うことで、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ります。

オ　中山間地域であっても、学校規模に関わらず学びの充実が図られるよう、ＩＣＴ等を活用した児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導や、放課後等の学習支援の充実を図ります。また、学校、市町村、産業界が一体となって高等学校の魅力化と地域の人材育成等の取組を推進する共同体（地域コンソーシアム）の構築を進めます。

カ　多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援のため、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図るとともに、進路や就職に対する支援等を行います。また、さまざまな背景を持つ方々の就学機会を確保するため、夜間中学の教育活動の充実を図ります。

キ　子どもや子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスを充実させるとともに、就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境整備や、特別な支援を必要とする子ども等への支援を行います。あわせて、その担い手となる保育士等の人材確保を進めます。

（３）生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進

ア　地域住民の学ぶ場や社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図ります。また、社会教育団体の活動やネットワークづくりの支援を通して、全ての県民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境を充実させます。

イ　子どもとの関わり方や生活習慣の重要性について、学校や保育所等の教職員及び保護者等の理解を促進するため、学習会や講演会等を行うとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を促すことによって、家庭教育支援の充実を図ります。

ウ　放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、運営補助や施設整備への助成を行います。また、放課後児童支援員等の人材育成、人材確保に向けた研修を実施します。

（４）各種施策を総合的・計画的に推進するための環境・体制等の整備

ア　将来にわたり本県の教育水準を高めていくため、キャリアステージに応じた研修や様々な教育課題に対応した研修を通じて多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進します。

イ　教師が本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等に集中できるよう、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が互いに連携し、保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力を得つつ、学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革を推進します。

ウ　保育所等の安定的な運営や、多様な保育サービスの実施に必要な保育士の確保を目指します。そのため、求職者と保育職場のマッチングを行い、保育士資格の取得を目指す学生への修学資金の貸付けを進めます。また、若年保育士等の職場定着や保育士等の業務負担の軽減に向けた取組などを推進します。

エ　南海トラフ地震等の自然災害に備えた施設の整備を進めるとともに、学校施設等の老朽化や、省エネルギー化・バリアフリー化に対応することで、安全・安心な教育環境の整備を進めます。また、児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけさせる防犯教育や、災害等いかなる状況下でも自分の命を守り抜く力を身につける防災教育、加えて登下校時の安全対策として自転車ヘルメットの着用等をより一層推進します。

オ　学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動をコミュニティ・スクールと一体的に推進するため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を支援するとともに、全ての公立小・中学校において、民生委員・児童委員の参画による厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。また、生徒の活動機会を確保するため、地域の実情に応じて部活動の地域連携・地域移行の取組を推進します。

９　集落の整備

○集落整備の方針

　地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる、住民主体の「持続可能な仕組み」を構築するとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進し、集落の維持、活性化と地域全体の活力の創出につなげます。

○具体的な取り組み

（１）住民主体による地域の拠点づくりの推進

（２）小規模集落の活性化につなげる仕組みづくり

（３）生活を守るための仕組みづくりの推進

（４）地域づくりの担い手となる人材の育成・確保

（５）鳥獣被害対策の推進

取り組みの内容

（１）住民主体による地域の拠点づくりの推進

ア　集落への愛着や誇りを持ち、今後も住み続けたいとの住民の思いを実現し、地域の維持・再生や活性化を図るため、近隣の集落との連携等により、それぞれの地域が抱える課題や住民のニーズに応じた、総合的な地域づくりの仕組みである「集落活動センター」の取り組みを支援します。

イ　「集落活動センター」の取り組みにあたっては、住民が主体的に参画し、地域の団体やＮＰＯ、民間企業等とも連携しながら、互いに助け合い、支え合うとともに、活性化に向けた取り組みを実践していくための体制の整備や拠点づくり、ネットワークの形成を進めます。

ウ　地域おこし協力隊などの外部人材の導入や、地域との協働を掲げる大学との連携等により、地域住民とともに新たな視点を持って、集落の活性化や課題解決に向けた実践的な活動を支援します。

（２）小規模集落の活性化につなげる仕組みづくり

ア　中山間地域の持続的な発展に向けて、地域の活性化や集落の維持・継続に取り組む地域の掘り起こしや活動意欲を喚起するため、伝統的な祭り、文化・芸能の継承のほか、特産品づくりや関係人口の拡大に向けた活動など、地域の住民やグループ等が主体的に取り組む地域づくり活動を支援します。

イ　中山間地域と田舎に関心のある方々とがつながるきっかけを作り、地域と継続的な関わりを持つ関係人口を創出する仕組みを構築し、人口減少下においても、地域が意欲的に活動する「にぎやかな過疎」の創出を目指します。

ウ　地域のニーズに応じて、組織づくりはもとより、農産物や加工品等の生産から流通、販売に至るまで、きめ細やかに支援するため、専門家を派遣するなど、地域の課題解決に向けて人的なサポート体制を構築します。

（３）生活を守るための仕組みづくりの推進

ア　過疎地域の給水人口が少ない集落等における飲料水等の生活用水を確保するため、簡易水道

等の要件を満たさない小規模な飲料水供給施設及び関連施設等の整備を推進します。【再掲】

イ　食料や生活用品等の確保を容易にするための店舗整備や移動販売、買い物代行等の仕組みの維持・充実を図ります。【再掲】

（４）地域づくりの担い手となる人材の育成、確保

ア　地域づくりの担い手となる次世代のリーダーやマネジメント人材を育成するとともに、それぞれの住民が主体的に参画する体制づくりを進めることにより、地域ぐるみの活動が継続できるよう支援します。【再掲】

イ　過疎地域が抱える課題に向き合うことの意義や、地域資源を活用したなりわいづくり等の魅力を発信し、地域おこし協力隊などの外部人材を呼び込むとともに、活動中のサポート体制を拡充するなど、地域への定住率を高め、地域活動の担い手確保を支援します。【再掲】

ウ　県職員を「地域支援企画員」として、地域に配置し、市町村と連携することによって、地域活性化の戦略づくりや地域が主体となる活動を支援します。【再掲】

（５）鳥獣被害対策の推進

ア　過疎・高齢化等により単独では被害対策の実施や継続が困難な集落でも、周辺集落との連携により被害対策に取り組めるように、集落での勉強会の開催や合意形成の促進、防護柵の設置等による地域ぐるみでの被害対策を支援し、連携モデルの構築に取り組みます。

イ　近年、被害が深刻なサルに対する総合的な被害対策モデルの普及に取り組みます。

ウ　新たな狩猟者の確保と捕獲技術の向上を図るとともに、捕獲機材や捕獲活動経費などの支援を行い、捕獲頭数の底上げに取り組みます。

エ　ジビエ利用など、捕獲個体の有効活用を推進します。

オ　これらの対策を県内全域に波及させることにより、鳥獣被害の軽減につなげ、野生鳥獣に強い高知県づくりを推進します。

10　地域文化の振興等

〇地域文化振興等の方針

> 県民一人ひとりに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす過疎地域の文化芸術を振興し、暮らしの中に根づかせるとともに、こうした取り組みを観光振興や産業振興、地域の活性化につなげ、地域社会全体の活力を高めます。

〇具体的な取り組み

（１）過疎地域の文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信

（２）過疎地域の文化の振興等に係る施設の整備等

（３）文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

取り組みの内容

（１）過疎地域の文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信

ア　過疎地域に残された貴重な伝統文化や芸能、生活文化等の保存、継承に努めるとともに、新たな地域文化の創造や発展に向けて、地域の特性を生かした文化活動を支える人材の育成を推進します。

イ　それぞれの過疎地域の特色を持った、歴史や風土、自然環境など様々な地域資源に文化の視点から新たな光を当てて価値を高めるとともに、積極的な情報発信などにより、個性ある地域文化の振興を図ります。

（２）過疎地域の文化の振興等に係る施設の整備等

地域の持続的発展に資する個性ある文化活動を推進する環境づくりに向けて、地域の特性を生かした文化施設の整備を図るとともに、既存施設の有効活用や広域的な連携による施設運営に努めます。

（３）文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

ア　文化施設等については、デジタル技術等も活用しながら、地理的な制約に関わらず気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、過疎地域の文化の交流・発表の機会の創出を図ります。

イ　地域活性化や交流の核として、過疎地域に存在している国、県、市町村等の指定文化財に加え、登録・選定文化財の活用を図るとともに、未指定の文化財など、過疎地域の文化遺産の保存活用に努めます。

　また、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総掛かりで継承に取り組んでいくため、市町村の文化財保存活用地域計画の策定を支援します。

11　再生可能エネルギーの利用の推進

○再生可能エネルギーの利用の推進の方針

過疎地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源を生かし、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現を目指します。

○具体的な取り組み

（１）ＣＯ$_2$の削減に向けた取組の推進
（２）グリーン化関連産業の育成
（３）オール高知での取組の推進

取り組みの内容

（１）ＣＯ$_2$の削減に向けた取組の推進

ア　省エネルギーを推進するとともに、本県の豊富な自然環境を生かして、太陽光発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会の実現を目指します。また、エネルギーの地消地産に向けた取組を推進します。

イ　本県の豊富な森林資源を生かし、ＣＬＴの普及や県産材の利用促進等を通じた建物の木造化及び環境負荷の少ない建築材への置き換えにより都市の脱炭素化を図るとともに、適切な森林整備及び再造林への支援等により森林吸収源対策を強化します。また、オフセット・クレジット制度を活用した森林吸収源対策の強化と地域振興を図ります。

ウ　省エネ機器等の導入や農林水産業のスマート化等により、産業の省エネルギー化、高効率化を促進するとともに、脱炭素相談窓口により事業者のニーズに応じた取組を支援します。

エ　普及啓発等を通じた県民のライフスタイルの転換や一般住宅等への高効率設備の導入、長寿命化等により、県民生活の省エネルギー化を促進します。

オ　次世代自動車の普及や公共交通の利用促進、非住宅建築物の木造化や木質化の推進等を通じて、移動やまちづくりの脱炭素化を図ります。

（２）グリーン化関連産業の育成

ア　再生可能エネルギーを活用した、地域新電力の立ち上げを支援します。

イ　脱炭素やＣＯ$_2$吸収量の増加や回収につながる製品、ローカルイノベーションプラットフォームによる県内企業の取組などサービスの創出を支援します。

ウ　本県ならではの豊かな自然を生かした商品造成や中山間地域における長期滞在の態勢づくりについて取り組みます。

（３）オール高知での取組の推進

ア　持続可能な社会の実現に向け、普及啓発やセミナーの開催等により、事業者や県民の意識醸成を図ります。

イ　ＳＤＧｓ宣言の登録制度の運用や相談窓口の設置、宣言事業者の取り組みを紹介する等、ＳＤＧｓに関する事業者の取り組みを支援します。